

《別紙1－3》

- ⑨ ⑧の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）

個人又は法人の支出した寄附金が、国又は地方公共団体（以下「国等」という。）において採納の手続を経て支出したものであっても、その寄附金が「特定の団体に交付されることが明らかであるなど最終的に国等に帰属しないと認められるもの」については、税務上はこれを国等に対する寄附金には該当しないこととされ、その実質に従い特定の団体に対する寄附金として取り扱うこととされている（所得税基本通達78-6、法人税基本通達9-4-4）。

この点、基金事業においては、県民が本県に対して行う寄附のうち団体支援寄附は、寄附金を支払う県民が助成金の交付先として希望するNPO法人等の名称等を記載することができるため、上記の取扱いにより本県に対する寄附金には該当しないこととなるのかという疑義が生ずるため本件の照会を行っているところである。

しかしながら、団体支援寄附については、次に掲げる事項を踏まえれば、「特定の団体に交付されることが明らかであるなど最終的に国等に帰属しないと認められるもの」（所得税基本通達78-6、法人税基本通達9-4-4）には該当しないものと考えられる。

- ① 基金事業は、本県のホームページ等において、助成事業による助成金を活用して事業を行うNPO法人等の公募や県民からの寄附の募集を行っており、その事業主体が本県であることが広く周知されている事業であること（本基金概要3②・④）。
- ② 助成金は、団体支援寄附のみを財源としているのではなく、一般寄附及び県拠出金と合わせて造成する基金を財源としていること（本基金概要3⑥）。
- ③ 基金のうち助成事業に充てられる部分は、環境整備等活動に要する部分を除いた部分であること（本基金概要3①・⑦・⑧）。
- ④ 助成金の交付金額等の決定は、上記③の「助成事業に充てられる部分」について、委員会の審査結果を斟酌して、最終的に県知事が行うこととされていること（本基金概要3⑧・⑨）。
- ⑤ 団体支援寄附については、寄附を行う県民が助成金の交付先として希望するNPO法人等の名称等を記載することができるが、この県民の希望は助成金の交付先及び金額の審査において考慮されるものの、その希望通りに助成金が交付されるものではないこと（本基金概要3④・⑧）。

したがって、基金事業における県民からの寄附については、上記のような疑義の生じない一般寄附はもとより団体支援寄附についても、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号の「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当するものとして取り扱って差し支えないものと考えられる。